第4次
名張市地域福祉活動計画

社会福祉法人
名張市社会福祉協議会

はじめに

少子高齢社会の進展、地域社会のつながりや家族構成、ライフスタイルの変化など、わが国における社会構造は大きく変遷してきました。また、経済的困窮や社会的孤立，更には権利擁護の問題など、公的制度だけでは対応が困難な課題が広がっています。こうした状況を踏まえ、このたび「第４次名張市地域福祉活動計画」を策定しました。

策定にあたりましては、さまざまな分野で活躍されている関係者で構成する策定委員会を中心に、住民の皆様の意見をいただく機会を設けるとともに、名張市が策定した「第４次名張市地域福祉計画」との連携も図りながら、作業を進めて参りました。

今後は、本計画を広く住民の皆様にお伝えし、本会の基本理念であります「誰もが住み慣れたまちで 安心して 自分らしく 暮らせる 福祉のまちづくり」の実現に向けた活動を、住民の皆様との協力や連携、協働により取り組んでまいりますので、より一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画策定にご尽力いただきました策定委員をはじめ、ご協力いただきましたすべての皆様に心から感謝申し上げます。

令和 ２(2020)年 ３月

社会福祉法人　名張市社会福祉協議会

会 長　　**奥 村 和 子**

第４次名張市地域福祉活動計画　目次

第１章　計画の概要

１．計画策定の背景と目的 …… 1
２．計画の位置づけ …… 2
３．計画の期間 …… 3
４．計画の策定体制 …… 3

第２章　地域を取り巻く現状と課題

１．高齢化の進行と世帯人員の減少 …… 4
２．支援を必要とする人の状況 …… 8
３．地域の状況 …… 19

第３章　第1次から第3次地域福祉活動計画の事業成果

１．第１次名張市地域福祉活動計画 …… 24
２．第２次名張市地域福祉活動計画 …… 26
３．第３次名張市地域福祉活動計画 …… 28

第４章　計画の基本理念、基本目標及び重点事業

１．基本理念 …… 30
２．基本目標 …… 30
３．重点事業１「自分や家族が暮らしたい地域づくり」に向けた活動支援 …… 31
４．重点事業２　地域福祉の多様な担い手の育成・支援 …… 35
５．重点事業３　地域福祉でつながりを実感できるセーフティネット体制の推進 …… 40
６．第４次名張市地域福祉活動計画　施策体系図 …… 45

第５章　計画の推進

１．計画の周知 …… 47
２．計画の推進体制 …… 47
３．計画の進行管理 …… 47

資　料

名張市地域福祉活動計画策定委員会　委員名簿 …… 49
第４次名張市地域福祉活動計画　策定経過 …… 50
名張市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱 …… 51
名張市地域福祉活動計画推進委員会設置要綱 …… 53
用語集 …… 55

第１章　計画の概要

1. 計画策定の背景と目的

社会福祉法人名張市社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、地域福祉の推進を総合的かつ計画的に実施するため、平成19（2007）年度に『「人」と「地域」が「想い」でつながる名張のまちへ～誰もが安心して暮らせる心豊かなまちをめざして～』を基本理念として、第1次地域福祉活動計画を策定し、平成24（2012）年度には「“つながり”を実感できる暮らし創り」を基本目標として第2次地域福祉活動計画を策定しました。この計画は、名張市が計画する「地域福祉計画」と地域福祉を推進するための車の両輪として歩調を合わせて推進できるよう計画年度を調整し、平成26（2014）年度までの3か年の計画としました。そして、平成27（2015）年度には、第3次地域福祉活動計画を策定し、「ともに支えあう　暮らしやすい地域づくり」を基本目標に事業を展開しましたが、国における「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置、地域力強化検討会や社会福祉法の改正などに応えるため、3年を経過した平成29（2017）年度に計画の見直しを行いました。

また、平成30（2018）年4月に改正社会福祉法、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（地域包括ケア強化法）が施行され、「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりの強化のための環境が整備されました。一方、名張市においては、平成28（2016）年11月に地域共生社会の実現に向けて、「地域福祉教育総合支援システム」をスタートさせ、横断的な支援体制を構築するとともに、エリアディレクター（相談支援包括化推進員）を配置し、縦割りの関係機関から一歩踏み出した支援を展開し、複合的な課題や狭間の課題解決に向け分野を越えた支援体制の整備に取り組んでいます。

さらに、平成30（2018）年3月に全国社会福祉協議会において、「あらゆる生活課題への対応」、「地域のつながりの再構築」を柱とした『社協・生活支援活動強化方針』～地域共生社会の実現に向けた事業・活動の展開～と「成年後見制度利用促進における権利擁護体制の構築に向けた基本的な方策」、また同年6月には「社協における生活困窮者自立支援の推進方策」が策定され、市町村社協として取り組むべき方向性が示されました。

本会では、このような背景を踏まえ、令和元（2019）年度をもって第3次地域福祉活動計画の最終年度となることから、住民、地域づくり組織、民生委員・児童委員、社会福祉活動団体、学識経験者、行政等が参加協力し、「誰もが 住み慣れたまちで 安心して 自分らしく 暮らせる 福祉のまちづくり」を実現するために、第4次地域福祉活動計画を策定します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、名張市の地域福祉を推進していくための理念である『ともに生き ともに創る 心ふれあう幸せのまち 名張』の実現に向けて、行政計画である「名張市地域福祉計画」と連携し、地域住民の視点で地域福祉を推進していくための活動の方向を示したものです。

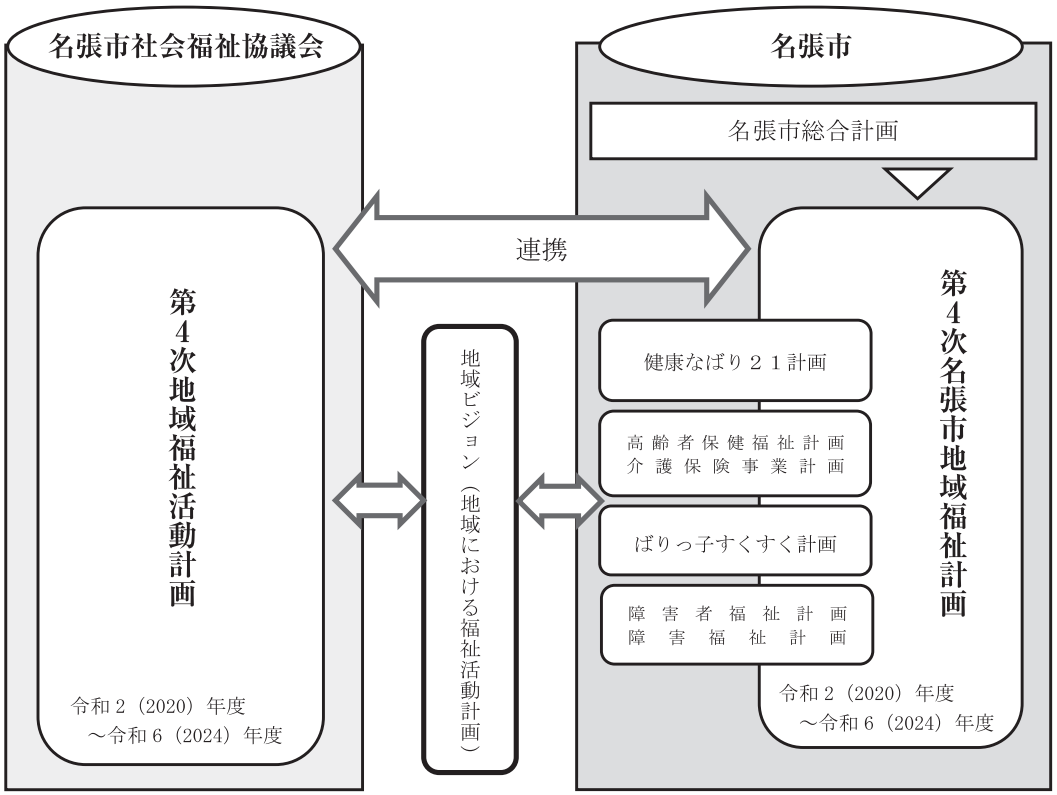

本会が定める地域福祉活動計画は、住民をはじめとする多様な主体の参画と協働を具体的に進めるための活動や実践についての計画であり、名張市が定める地域福祉計画は、地域福祉を推進するための仕組みや行政施策についての計画です。

両計画は、連携して地域福祉を推進するための車の両輪ともいえ、地域づくり組織が策定する地域ビジョンにおける福祉分野の計画実践など住民主体の取組を支援します。

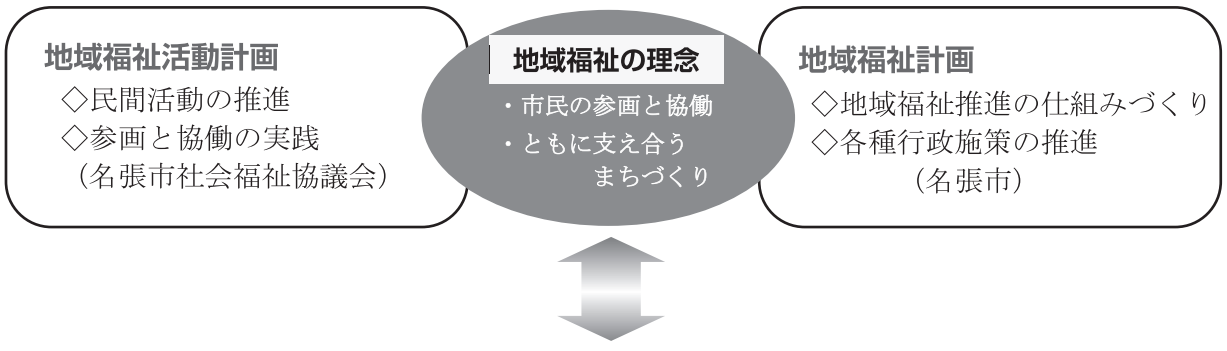

3. 計画の期間

本計画は、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間とします。なお、計画の進捗状況や社会情勢等を踏まえて、必要に応じ計画の見直しを行います。

4. 計画の策定体制

計画策定のため、名張市地域福祉活動計画策定委員を委嘱し委員会を設置するとともに、名張市地域福祉活動計画策定編集会議を設置しました。

（1）名張市地域福祉活動計画策定委員会

住民代表、福祉関係者、ボランティア代表、学識経験者、行政関係者等12名で構成する同委員会において、計画についての検討・審議を行いました。

（2）名張市地域福祉活動計画策定編集会議

計画の策定に関して、本会職員7名で構成する名張市地域福祉活動計画策定編集会議において、調査及び素案の作成を行いました。

言葉の表記方法について

本計画における障がい者とは

障がい者の表記については「害」という字が否定的で負のイメージがあることから、賛否両方がある中で行政、企業、メディア等が「障がい者」表記を採用しているケースが見受けられます。本計画においても「障がい者」という表記を採用することとします。ただし法令等で記載されている場合は、そのまま障害者と表記します。

本計画における子どもとは

子ども（子供）の表記については「供」という字が「お供え物」「お供えする」などを連想させ、差別的な印象を与えることから多くの自治体やメディアで採用されている交ぜ書きの「子ども」を採用します。

和暦・西暦の表記については、「和暦（西暦）年」と表記します。